

転出

久米島町に引っ越しされた方へ

転出届 (住民異動届)

転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です (転出するまでに届出ができなかった場合は転出後 14 日以内)

《届出に必要なもの》

- ・ 本人確認書類
- ・ 国外に転出する方は「**マイナンバーカード**」 (あれば)

本人確認書類

※忘れずにお持ちください。

役場での手続きの際は本人確認をします。

本人確認書類の提示をお願いします。

1 点で
確認できるもの

マイナンバーカード
運転免許証
パスポート
障がい者手帳 等

確認に
2 点
必要なもの

健康保険等資格確認書
介護保険証
学生証
顔写真付きの社員証 等

代理人が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認します。
- 2 手続きできるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
- 3 マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続き対象となる方のマイナンバーを

転出

に関連する主な手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

住民

住民異動が必要な方	転出手続き	本人確認書類	町民課 (1 F 緑①番)
マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用（住所変更）	マイナンバーカード	転出先の市区町村
申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です		
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります。		町民課 (1 F 緑①番)

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

保険・年金

国民健康保険に加入している方	国民健康保険の資格喪失 国民健康資格確認書の返却	国民健康資格確認書	福祉課 (1 F 桃④番)
うち、修学のために転出する方	転出先で引き続き久米島町の保険 証を使う手続き	在学証明書	
うち、住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書	
75歳以上の方	後期高齢者医療資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書	
うち、沖縄県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取		

社会福祉・高齢者福祉

65歳以上の方	介護保険被保険者証の返却	介護保険被保険者証	福祉課 (1 F 桃③番)
うち、住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも久米島町の介護保険 証をそのまま使ってください		
要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取	介護保険証	

障がい福祉

重度心身障害者医療費受給資格証をお持ちの方	転出予定日で自動的に資格喪失に なります		福祉課 (1 F 桃③番)
-----------------------	-------------------------	--	------------------

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

こども

小学生・中学生の子どもがいる方	転校手続き(転学通知書の交付)	転学通知書(町民課で交付)	各学校
児童手当を受給している方(0歳～中学生)	連絡票の受取 ※公務員世帯の人は勤務先に問い合わせください		こども未来課 (1F 橙⑤番)
子ども医療費受給資格証をお持ちの方(0歳～中学生)	転出予定日で自動的に資格喪失になります		
ファミリー・サポートを退会する方	ファミリー・サポート退会 ※町LINE公式アカウントから電子申請できます		
ひとり親家庭等に該当する方			
うち、世帯全員で転出する方	児童扶養手当の喪失 ※母子・父子等医療費受給資格は 転出予定日で自動的に喪失になります		
うち、子どもだけが転出する人	児童扶養手当の変更 母子・父子等医療費受給資格の変更	母子・父子等医療費受給資格証	
放課後等児童デイサービスの利用を停止する方	※受給資格を転出先に提出してください。		
特別児童扶養手当を受給していた方	資格喪失の手続き		

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
---	-----	-------	------

住民税

原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告(軽自動車税)		
--------------------	-------------	--	--

その他

上下水道を停止する方	使用停止（閉栓）申込み ※町LINE公式アカウントから電子 申請できます		上下水道課 (具志川出張所)
------------	--	--	-------------------

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった	転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった	転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった	転出取消の手続きが必要です。 転出証明書を持って町民課で早急に取消の手続きをしてください。

久米島町役場

〒901-3139

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

代表電話（総務課） 098-985-7121

開庁時間 午前 8 時45分～午後 4 時30分

閉庁日：土・日・祝、年末年始